

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定により東大阪市立小学校空調設備整備事業（以下、「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により特定事業の選定に当たって行った客観的な評価の結果を公表する。

平成30年7月13日

東大阪市長 野田 義和

東大阪市立小学校空調設備整備事業

特定事業の選定

平成 30 年 7 月 13 日

東大阪市

目 次

1	事業内容	1
	(1) 事業名称	1
	(2) 公共施設の管理者	1
	(3) 事業の内容	1
2	客観的な評価	2
	(1) 定量的評価（財政負担額の評価）	2
	(2) 定性的評価（サービス水準等の評価）	2
	(3) 客観的な評価の結果	3

1 事業内容

(1) 事業名称

東大阪市立小学校空調設備整備事業

(2) 公共施設の管理者

東大阪市長 野田 義和

(3) 事業の内容

① 事業方式

事業者が、PFI法に基づき、空調設備の設計及び施工を行い、市に所有権を移転した後、維持管理業務を行う方式（BTO：Build-Transfer-Operate）とする。

② 事業期間

事業契約締結日から平成44年3月31日までとする。

③ 本事業の業務範囲

本事業では、市立小学校全51校（以下「対象校」という。）の普通教室等（以下「対象室」という。）に、空気調和設備（以下「空調設備」という。）を新たに設置又は設置後概ね13年が経過した既存の空調設備を新規設備に更新する。

事業者が行う主な業務は、以下のとおりとする。

- (ア) 設計業務
- (イ) 施工業務
- (ウ) 工事監理業務
- (エ) 所有権移転業務
- (オ) 維持管理業務
- (カ) 移設等業務

なお、設計業務、施工業務及び工事監理業務は、以下の2項目に分類される。

用語	定義
新設	空調設備が設置されていない対象室に空調設備を新たに設置すること
更新	設置後概ね13年が経過した既存の空調設備のうち、すべて又は一部を撤去し、空調設備を新たに設置すること

以下、新設及び更新に伴い新たに設置する空調設備を「新規設備」という。

④ 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下のとおりとする。

- 基本協定の締結 平成30年12月
- 事業契約の締結 平成31年3月

○事業期間

- ・設計・施工期間 事業契約締結日～平成31年8月31日
- ・維持管理期間 平成31年9月1日～平成44年3月31日

2 客観的な評価

本事業を市が従来方式で実施する場合とPFI方式で実施する場合とを比較することにより客観的な評価を行った。

(1) 定量的評価（財政負担額の評価）

別紙に示す前提条件を基に、従来方式で実施する場合とPFI方式で実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、その合計額を現在価値に換算して比較した。

この結果、市の財政負担額は、PFI方式で実施することにより、約6.3%程度の縮減効果を見込むことができる。

(2) 定性的評価（サービス水準等の評価）

本事業をPFI方式で実施する場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

① 空調設備の一斉導入

従来の公共事業では、設計、施工及び維持管理等を別発注とするため、発注手続及び新規設備の導入を短期間で完了することは困難であり、学校間での年度格差が生じるが、PFI方式を採用することにより、事業者の様々な創意工夫を引き出すことで早期の事業実施ならびに対象校への新規設備の一斉導入が可能となる。

② 空調設備の性能水準及び業務水準の確保・効率化・高質化

対象校について、設計、施工及び維持管理等をPFI方式にて一括して発注することにより、導入される空調設備の性能及び仕様等が対象校で統一され、対象校間における新規設備の公平性が確保されるとともに、エネルギー使用状況等の把握や維持管理も行いやすくなる。

また、設計、施工及び維持管理等を一貫して事業者が責任を負うことにより、効率的な施工や維持管理、メンテナンスが容易な機器の導入が期待でき、事業期間を通じた品質の確保が期待できる。

③ リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI方式で実施する場合、本事業の計画段階において、本事業に際してあらかじめ発生することが想定されるリスクを可能な範囲で想定し、その責任分担を市と事業者との間で明確化することによって、リスクの発生時に適切かつ迅速な対応が可能となる。

そのため、事業期間にわたって、円滑かつ効率的、安定的に事業を遂行することが

期待できる。

④ 市の財政負担の平準化

対象校に一斉に新規設備を導入するため、多額の整備費用が必要となる。従来方式の場合、設計・施工年度に全ての支払いを完了させる必要があるため、単年度の財政負担が大きいが、P F I方式の採用により一部割賦払いとすることで、市の財政負担を平準化することが可能である。

(3) 客観的な評価の結果

本事業は、P F I方式で実施することにより、従来方式で実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額について約6.3%程度の縮減を見込むことができ、サービス水準の向上等も期待できる。

このため、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにP F I法第7条に基づく特定事業として選定する。

前提条件

項目	市が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
市の 財政負担額の 主な内訳	① 設備整備費（設計費、施工費、 工事監理費） ② 維持管理費 ③ 市債支払利息	① 設計・施工等のサービス対価 ② 維持管理のサービス対価 ③ 市債支払利息 ④ S P C 設立費用・金融組成費 ⑤ アドバイザー費用
共通条件	① 事業期間 : 事業契約締結日から平成 44 年 3 月末（13 年間） うち、施工期間は 5 か月間 うち、維持管理期間は 12 年 7 か月間 ② 事業規模 : 全 51 校・986 教室における新規設備の設計、施工及び維持管理等 ③ インフレ率 : 0% ④ 割引率 : 1.194%	
施設整備費	○ 類似事業における経費実績等に基づき設定。	○ 類似事業における経費実績等を勘案しつつ、近年の物価水準等に基づき事業者の創意工夫が発揮されることを想定して設定。
維持管理費	○ 類似事業における経費実績等に基づき設定。	○ 類似事業における経費実績等を勘案しつつ、近年の物価水準等に基づき事業者の創意工夫が発揮されることを想定して設定。
資金調達の 内訳	① 一般財源 ② 市債 ③ 国交付金	① 一般財源 ② 市債 ③ 国交付金 ④ 民間資金

※本試算ではリスク調整費は加味していない。

※前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。